

「人を対象とする研究」倫理審査申請を必要としない研究に関する申合せ

2016年4月1日 制定  
2020年2月20日 改正  
2021年10月18日 改正

同志社女子大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会は、下記に該当する申請を倫理審査申請を必要としない研究と規定し、公表することにより申請者の申請するか否かの判断に資することを申し合わせる。

記

生命科学・医学系研究を除き、1)、2)のいずれかに該当する場合

- 1) 既に取得された情報で、連結不可能匿名化された情報を用いる場合で、取得時に取得目的以外の使用に関し、同意を得ている研究。
- 2) 以下のすべての条件を満たしている研究。
  - ① 対象者保護に適切に配慮している。
  - ② 個人情報を取り扱わない（無記名調査等）。
  - ③ データ収集を研究と直接関係のない他機関や会社等に業務委託していない。
  - ④ 研究結果或いは対象者保護に影響を及ぼすと第三者が感じるかもしれない経済的利益関係がない。
  - ⑤ 個人を特定できる映像、音声のデータを収集していない。
  - ⑥ 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団（例：いじめられたことがある者、不登校児、障がい児やその家族、精神疾患を有する者 など）を研究対象としていない。
  - ⑦ 研究対象者に対し、ネガティブな気分させたり、ストレスになる記憶を思い出させるなど心理的な負荷や危害を及ぼさない。
  - ⑧ 質問紙調査等において、すべての質問内容や項目に、いじめられた経験があるか、最近の性欲はどうか、死にたいと思ったことがあるか、など社会的生活で経験する範囲を超えているものが含まれていない。
  - ⑨ 研究目的等の虚偽の説明を用いる手続きが含まれていない。
  - ⑩ 研究資金提供先や研究成果公表学術雑誌などの外部機関から倫理審査の承認を受けることを要請されていない。

以上

この申合せの改廃は、同志社女子大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会において決定する。

附 則

1. この申合せは、2021年10月18日から施行する。